豊岡市交通遺児奨学金のしおり

－　2026年10月改定　－



豊岡市マスコット　玄さん

豊 岡 市 教 育 委 員 会

【問い合わせ先】
〒668-8666　兵庫県豊岡市中央町２番４号
豊岡市教育委員会　教育総務課　教育総務係
TEL　0796-23-1117　FAX　0796-24-4669
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.city.toyooka.lg.jp

豊岡市
TOYOOKA

―　はじめに　―

旧日高町当時、交通事故によって保護者が死亡したり、負傷のため著しい後遺障害があって働けなくなった家庭の子弟の大学又は高等学校で修学する学生を支援するため、故赤木辰治氏の相続財産の一部が寄附されました。

そこで、旧日高町は、その善意に従い、昭和５７年６月に奨学基金を設立し、交通遺児その他の学生に奨学金の支給を開始しました。平成１７年４月の市町村合併以降、豊岡市においても、交通遺児奨学基金を設立し、旧日高町からその善意を引き継いでいます。

奨学生のみなさんは、奨学金設立の趣旨を十分にご理解いただくとともに、この奨学金を有効に活用して、さらに勉学に励んでいただきますようお願いいたします。

この「奨学金のしおり」は、奨学金の支給の申込みから、在学中の学校を卒業し、支給が終了するまでの手続きなどをまとめたものです。支給が終了するまで大切に保管するとともに、各種届の提出の際に活用してください。

目　次

１　奨学金の支給について　・・・・・・・　１

（１）　支給の金額

（２）　奨学生の資格

（３）　募集期間

（４）　支給の決定

（５）　支給の期間

（６）　支給の方法

（７）　支給の辞退

（８）　支給の廃止

（９）　支給の休止

(10)　奨学金の返還

(11)　支給継続の手続き

(12)　異動届

２　奨学生採用から支給終了までの流れ　・・・・・・・　４

３　交通遺児関係支援制度　・・・・・・・　５

◆　様式集　・・・・・・・　６

１　奨学金の支給について

（１）支給の金額

■　高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)
月額　１５，０００円

■　大 学（短期大学を含む)・専修学校(専門課程)　　月額　３０，０００円

（２）奨学生の資格

主たる生計維持者である保護者が平成17年４月１日以降に発生した交通事故により死亡し、又は負傷のため著しい後遺障害があって働けなくなった者の子弟で、次の①～③のすべての要件を満たしている方

①　市に住所を有する者の子弟であること。

②　学校教育法第１条に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、大学(短期大学を含む)、高等専門学校又は同法第 124 条に規定する専修学校(高等課程、専門課程※)に在学していること。

〔専修学校(一般課程)、各種学校、大学校は該当しません。〕

③　在学学校長の推薦があること。ただし、新たに入学した者の推薦は、出身学校長の推薦とすることができる。

※専修学校の専門課程については、次のいずれかに該当する課程に限ります。

ア　修了者が専門士又は高度専門士と称することができるものとして、文部科学大臣が認めた課程

イ　看護師資格取得後の保健師養成課程又は助産師養成課程

（３）募集期間

随時、願い出を受け付けます（土・日曜日及び祝日を除く)。

※　支給期間は、教育委員会が願い出を受理した月からとなります。
（当該事由の発生から年月が経過していても、支給期間は遡りません。)

※　高等学校へ入学するまでに交通遺児となられた方は、高等学校入学後の４月に手続きを行ってください。

※　高等学校在学中に奨学金の支給を受けた方で、大学等への進学後も引き続き奨学金の支給を希望する方は、改めて願い出をする必要があります。

※　豊岡市交通遺児奨学金は、他の奨学金制度との併用が可能です。

（４）支給の決定

奨学生は、教育委員会が奨学生願書や奨学生推薦調書などの提出書類を基に審査し、決定します。審査結果は文書で通知します。

（５）支給の期間

支給期間は、教育委員会が申請を受理した月から在学する学校の正規の修業年限が終了するまでです。当該事由の発生から年月が経過していても、支給期間は遡りません。

（６）支給の方法

４月、７月、10月及び１月の各月５日（５日が土・日曜日及び祝日の場合は翌営業日）に３か月分をまとめて奨学生本人の口座に振り込みます。

ただし、初回に限り、別途指定した方法で振り込みます。

（７）支給の辞退

奨学金の全部又は一部について、支給を辞退される場合は、交通遺児奨学金辞退届（様式第４号）を提出してください。

（８）支給の廃止

奨学生が次の①～⑥のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を廃止します。該当する事由が発生した場合は、直ちに交通遺児奨学金辞退届（様式第４号）又は異動届（様式第５号）を提出してください。

① 死亡したとき
② 負傷又は疾病のため修業の見込みがないとき
③ 転学、停学、退学したとき
④ 奨学生の保護者が豊岡市外に転出したとき
⑤ 奨学生として不適当であるとき
⑥ その他、奨学金を必要としなくなったとき

（９）支給の休止

奨学生が休学したときは、休学した月の翌月から復学した月の前月分まで、奨学金の支給を休止します。休学又は復学される

方は、直ちに異動届（様式第５号）を提出してください。

(10) 奨学金の返還

奨学金の支給が廃止され、又は休止された場合で、廃止又は休止時期以降の期間に係る奨学金の支給を受けている奨学生は、当該奨学金を返還しなければなりません。

(11) 支給継続の手続き

奨学生は、年度ごとに「在学証明書」と「近況報告書」を教育委員会に提出する必要があります。提出されないときは、支給を廃止することがあります。

なお、高等学校在学中に奨学金の支給を受けた方で、大学等への進学のため引き続き奨学金の支給を希望する方は、この支給継続の手続きではなく、改めて新規に願い出をする必要がありますので、ご注意ください。

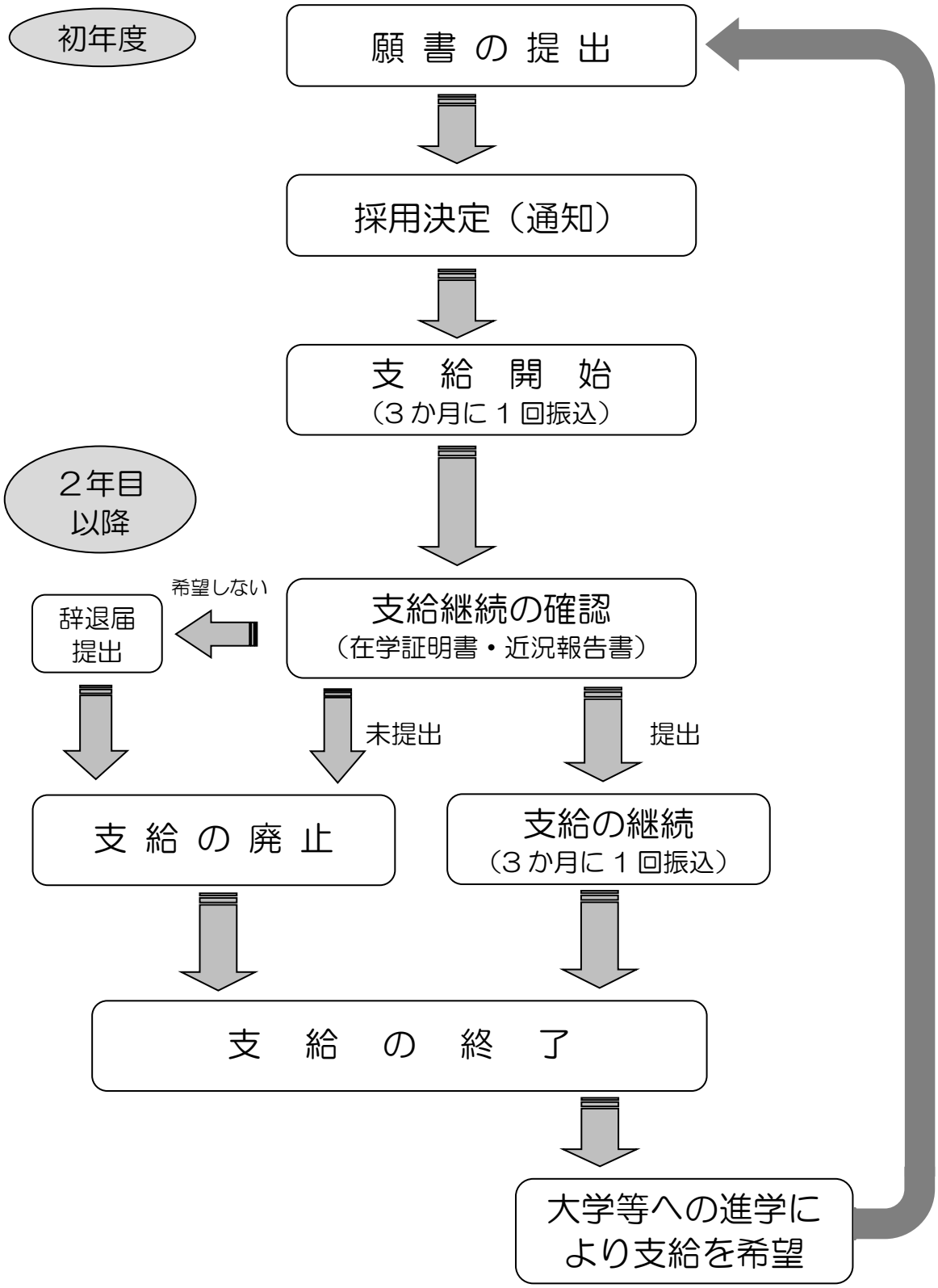
(12)　異動届

奨学生は、奨学金の受給中に次の事由が生じたときは、直ちに交通遺児奨学金異動届（様式第５号）に必要書類（様式集に記載）を添付して、提出してください。

①　停学し、休学し、復学し、又は転学したとき

②　本人又は保護者の住所、氏名その他の事項に異動があったとき

２　奨学生採用から支給終了までの流れ



３　交通遺児関係支援制度

（2026 年 9 月現在）

※　各制度の詳細は、各機関へ直接お問い合せください。

機関名・問合せ先	対象者			他の奨学金との併用
	中学生	高校生	大学生	
（公財）交通遺児等育成基金 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階 ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-16-3611 電話 03-5212-4511 http://www.kotsuiji.or.jp	**交通遺児等支援事業（給付）** 入学支度金　6万円 進学等支援金　6万円			可
独立行政法人 **自動車事故対策機構** **（兵庫支所）** 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル11階 電話 078-271-7601 FAX 078-271-7603 http://www.nasva.go.jp	**交通遺児等生活資金貸付（無利子）** 一時金（貸付当初）　15万5千円 貸与月額　2万円又は1万円 入学支度金　4万4千円 （小・中学校入学時）			可
（公財）交通遺児育英会 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-52-1286 電話 03-3556-0773 http://www.kotsuiji.com		**奨学金貸与（無利子）** 入学一時金（金額を選択） 20万円、40万円、60万円 貸与（金額を選択） 月額2万円、3万円、4万円 （一部給付あり）	**奨学金貸与（無利子）** 入学一時金（金額を選択） 40万円、60万円、80万円 貸与（金額を選択） 月額4万円、5万円、6万円 （一部給付あり）	可
あしなが育英会 〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 電話 03-3221-0888 FAX 03-3221-7676 http://www.ashinaga.org		病気・災害・自死で親を亡くした方 親が重度の後遺障害を負っている家庭 （2023年度以降に採用された場合） **奨学金給付** 国公立・私立　月額　3万円	**奨学金貸与（無利子）** 一般　月額　4万円 特別　月額　5万円	可

様　式　集

【様式集および記入例】

事　由	提出様式	添付書類
退　　学	交通遺児奨学金辞退届（様式第４号）	退学を証明する書類
転　　学	交通遺児奨学金辞退届（様式第４号）	転学を証明する書類
停　　学	異動届（様式第５号）	停学を証明する書類
休　　学	異動届（様式第５号）	休学期間が分かる書類
復　　学		復学を証明する書類
住所・氏名の変更など（本人･保護者）		住所・氏名等の変更が分かる書類（住民票、運転免許証の写しなど）

※　これらの様式は、豊岡市ホームページにも掲載しています。

様式第4号(第7条関係)

交 通 遺 児 奨 学 金 辞 退 届

決定番号　第　　号

学　校　名
奨学生氏名

奨学金の支給について辞退したいので届けます。

年　　月　　日

豊岡市教育委員会　　様

本　人　住　所
氏　名　　㊞
保護者　住　所
氏　名　　㊞
※本人及び保護者それぞれによる署名又は記名押印

1　辞退期日　　年　　月　　日

2　辞退理由

記入例

様式第4号(第7条関係)

交 通 遺 児 奨 学 金 辞 退 届

決定番号　第　**555**　号

学　校　名　**○ △ 大学**
奨学生氏名　**豊 岡　花 子**

奨学金の支給について辞退したいので届けます。

△ 年　**△** 月　**△** 日

豊岡市教育委員会　　様

本　人　住　所　**○○市××町△△番地**
氏　名　**豊 岡　花 子**　㊞ 豊岡
保護者　住　所　**△△市○○町××番地**
氏　名　**豊 岡　太 郎**　㊞ 豊岡
※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記名押印

1　辞退期日　　**×** 年　**×** 月　**×** 日

2　辞退理由　　**退学したため。・・・など**

※退学の場合、理由を簡単に記入してください。

様式第5号(第10条関係)

異　　動　　届

決定番号　第　　号

学　校　名
奨学生氏名

下記により異動しましたので届けます。

年　　月　　日

豊岡市教育委員会　　様

本　人　住　所
氏　名
保護者　住　所
氏　名

記

1　異動事項

2　異動理由

※　上記を証明できる書類を添付すること。

記入例

様式第5号(第10条関係)

異　　動　　届

決定番号　第　**555**　号

学　校　名　　**○　△　大学**
奨学生氏名　　**豊　岡　　花　子**

下記により異動しましたので届けます。

□　年　**△**　月　**○**　日

豊岡市教育委員会　　様

本　人　住　所　**○○市××町△△番地**
　　氏　名　**豊　岡　　花　子**
保護者　住　所　**○○市××町△△番地**
　　氏　名　**豊　岡　　太　郎**

記

1　異動事項　　**住所の変更　（新住所　××市○○町◇□番地）**

2　異動理由　　**転居したため**

※　上記を証明できる書類を添付すること。

○転　　居･･･住民票又は免許証や学生証の写しなど、本人氏名と新住所が記載された証明書を添付（新住所に届いた郵便物も可）
○氏名変更･･･住民票（本籍など全部事項記載のもの）を添付